

平成 31 年 5 月 6 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03556

研究課題名(和文) 障害者差別禁止法理の福祉的就労への影響 - ソフト・ローからのアプローチ

研究課題名(英文) Impact of the Disability Discrimination Act on the Welfare Workshop

研究代表者

永野 仁美 (NAGANO, HITOMI)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：60554459

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、2013年に改正された障害者雇用促進法が障害者の就労(特に、福祉的側面を持つ就労)にどのような影響を与えたのかについて、アンケート調査・ヒヤリング調査を通じて検討した。特例子会社、A型事業所、B型事業所に対して行った調査により、改正法の影響のみならず、それぞれの場所における障害者の就労条件等についても、その実態を明らかにすることを試みた。アンケート調査・ヒヤリング調査の結果について整理し、分析を加えたうえで、2019年度中に本研究の研究成果(『現場からみる障害者の雇用・就労(仮題)』)を出版する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、2013年に改正された障害者雇用促進法が障害者の就労(特に、福祉的側面を持つ就労)にどのような影響を与えたのかについて調査することを目的とした。法が障害者の就労に与えた影響をアンケートやヒヤリングを通じて調査した点に本研究の学術的意義があり、また、この結果に基づき、これからの障害者雇用・就労の在り方について一定の提言を行う点に本研究の社会的意義があると考えている。障害者は多様であることから、障害者雇用・就労の在り方も多様にならざるを得ない。本研究が、多様性を認めつつ、障害者が就労する各現場の就労条件を改善することに寄与できれば幸いである。

研究成果の概要(英文)：In this study, we examine what impact the employment promotion law for persons with disabilities, which was amended in 2013, has on the employment or the work of persons with disabilities. In addition to the effects of the amendatory law, we try to clarify the actual work conditions of persons with disabilities through a questionnaire survey and hearing survey conducted at the special subsidiaries, the A-type workshops and the B-type workshops. After the review and analysis of the results of these surveys, we plan to publish the book, which is the product of this research, by 2019. The provisional title is "Employment and work of persons with disabilities seen from the field".

研究分野：社会保障法

キーワード：障害者雇用 福祉的就労 特例子会社 A型事業所 B型事業所 障害差別禁止

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19（共通）

1．研究開始当初の背景

2006年の障害者権利条約を契機とする、2013年の障害者雇用促進法改正により、雇用の分野において、「障害者差別禁止法理」（障害者に対する「差別禁止」及び「合理的配慮の提供義務」）が導入された。同改正法が施行される2016年4月より、雇用分野では、「障害者差別禁止法理」によって、障害者の就労は守られることとなる。しかし、就労困難度が高い障害者に就労の機会を「福祉サービス」として提供する福祉的就労の場（B型作業所での就労）については、労働法の適用が原則としてないことから、障害者雇用促進法の適用もなく、そこで働く障害者には、「障害者差別禁止法理」による保護は及ばない（もっとも、彼らにも「障害者差別解消法」により保護は及ぶ）。

その一方で、福祉的就労の場は、数多くの問題・課題を有している。たとえば、福祉的就労の場で働く障害者は、就労困難度が高いこともあり、保護の客体となりやすく、事業者からパターナリスティックな取扱いを受けやすいという問題・課題である。また、福祉的就労の場には、原則として労働法の適用がないことから（すなわち、最低賃金法の適用がない）、そこで働く障害者の工賃は、極めて低い水準に据え置かれているという問題・課題もある（B型事業所で働く障害者の平均工賃は、月額約1万4000円）。さらには、福祉的就労で就労している障害者の中には、実際にはかなりの就労能力を有しているにも関わらず、それが十分に評価されていない者もいるという現状も見受けられる。こうした状況は、福祉的就労における問題・課題ということができる。

2．研究の目的

本研究では、障害者雇用促進法が新たに導入した「障害者差別禁止法理」が、上記のような福祉的就労が抱える課題を解決するきっかけとなるのではないかという仮定に立ち、同原則の福祉的就労への影響を調査・検討し、ひいては、福祉的就労の場で働く障害者の就労条件の向上等に寄与することを目指した。なお、福祉的就労に関しては、これまで、「障害者福祉」の研究者が研究テーマとして扱うことが多かった。「労働法」（とりわけ、障害者雇用）及び「社会保障法」を研究テーマとしてきた申請者らが、「労働法」と「福祉法」の双方の視点から、本研究に取り組むこととした点にも本研究の意義を見出すことができる。

3．研究の方法

本研究は、障害者を保護の客体ではなく権利の主体と捉える「障害者差別禁止法理」が、福祉的就労に対していかなる影響を及ぼすのかについて、検討するものである。そのため的手段として、本研究では、障害者に就労場所を提供している事業者・事業主らが、障害者に対する「差別禁止」や「合理的配慮」の提供に関するルールを作り出していく過程、及び、そうして作り出したルールの内容について、調査・検討することとした。事業者や事業主らが自ら作り出すルール、すなわち、ソフト・ロー（法的拘束力は有しないが、関係する人々・団体が守ろうとする規範）に着目し、実態調査という手法（アンケート調査・ヒヤリング調査）により、この問題に取り組む点で、本研究は、これまでに例がないものであり、理論的にも実務的にも意義があるものである。

加えて、本研究では、福祉的就労の場であるB型事業所のみならず、障害者雇用促進法の適用のあるA型事業所（福祉的就労の場所としても位置付けられる）及び、特例子会社（障害者雇用率制度の枠内で設立される子会社で、特例子会社で雇用されている障害者は、特例子会社を設立した親会社で雇用されているものとみなされる）における自主的なルールの形成過程等についても、同様の調査・研究を行うこととした。労働能力の低減の程度が大きい障害者が働いていることの多いこれらの場所で作られるルールは、福祉的就労の場を提供しているB型事業所の事業者らが作るルールに、大きな影響を与えうると考えたからである。

4．研究成果

3年間の研究を通じて、現段階で、次のような研究成果を得ることができた（なお、本研究成果は、2019年度中に「現場から見る障害者の雇用・就労（仮題）」として出版予定であり、調査結果の整理や分析は継続中であることを付言しておく）。

（1）まず、特例子会社、A型事業所、B型事業所のそれぞれに対して、アンケート調査を実施し、それぞれ、約140社、約80事業所、約240事業所から回答を得ることがで

きた。それぞれの質問票は、比較を容易にするために可能な限り共通のものとし、それぞれの特徴に応じて変更を加えた。質問事項としては、事業所の特徴に関するもの（事業所規模、業種、受注先、経営理念等）、就労している障害者に関するもの（障害種別、重度等）、障害者の就労条件に関するもの（採用方法、就労年数、定着率、離職理由、賃金・工賃、労働時間等）、就労能力と処遇との関係に関するもの（成果による昇給、賃金・工賃の設定方法、賃金・工賃減額等の懲戒等）、家族との連携に関するもの、合理的配慮の内容に関するもの、合理的配慮の提供に際して直面している困難に関するもの、支援機関の利用等に関するもの、障害者雇用促進法の改正により受けた影響に関するものなどを用意したが、特例子会社、A型事業所、B型事業所それぞれにおいて、回答の傾向に特徴を有することが分かった。

加えて、アンケート調査に協力して頂いた企業・事業所の中から特に特徴的である企業・事業所に対するヒヤリング調査（それぞれ3件程度）も実施し、アンケート調査では質問しきれなかった事項について個別に詳細な話を伺った。ヒヤリング調査では、企業・事業所から法制度の使いづらさや法制度に期待したいこと等について具体的な回答を得ることができたことから、今後の法制度の在り方について具体的な提言を行っていくうえで貴重な検討材料を頂けたと考えている。

以上のヒヤリング・アンケート調査をふまえ、障害者の働き方のモデル分析（差別禁止・合理的配慮提供義務を導入した2013年改正法のもとで見られる雇用・就労モデル分析）を試みているところである。分析は、上記書籍の公開に向けて現在も行っている最中であるが、ビジネス型/福祉型、自主性重視/支援重視といった分析軸を立てることが可能であると現段階では考えている。また、この分析をもとに、障害者雇用・就労の多様性をどのように評価するかという点を検討することとなっている。

さらに、障害者の雇用・就労の現場から見てきた課題をもとに、障害者の雇用・就労に対して法（ソフト・ローを含む）が果たす役割、及び、法以外のものが果たす役割についても検討を加える予定である。後者には、他の会社・事業所における参考となりうる実践や同業者の間で構築されたネットワークが果たす役割等が含まれている。障害者の雇用・就労においては、法が大きな推進力を持っていることはもちろんであるが、それ以外の要素がその推進において果たしている役割も大きいと言える。こうした点も明らかにする予定である。

そして、そのうえで、これからの障害者雇用・就労政策の在り方について、差別禁止・合理的配慮、雇用義務制度、賃金保障、雇用政策と福祉政策の連携等の観点から検討を加えることとなっている。

（2）以上のフィールド・ワークの他、本研究においては、日本の法政策への示唆を得る観点から、諸外国の法制度についての調査もフランスやイタリア、台湾、及び、ドイツで行った。フランス及びイタリアでの実践については、それぞれ、企業の側面と支援の側面とを有する「適応企業」と精神障害者に就労の場を提供する「社会的協同組合」とを取り上げ、「詳説障害者雇用促進法 - 新たな平等社会の実現を目指して - （増補補正版）」の中でコラムとして紹介した。日本では、現在、障害者の一般雇用の推進に政策の力点があるように思うが、諸外国における法制度の在り方、実践、さらにはそこで採用されている思想・哲学を通じて、障害者の多様性に鑑み、就労能力の高い者もそうでない者も、自己肯定的に生きることができるよう政策の在り方を問い直し続けることの重要性を確認した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 11 件)

永野仁美、公的部門における障害者雇用の促進に向けて、地方公務員月報、査読無、667号、2019、pp.2-16

永野仁美、「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書を読む、季刊労働法、査読無、263号、2018、pp.55-64

永野仁美、〔インタビュー〕何が行政の障害者雇用水増しを許したのか？ 医学モデルと社会モデルの谷間 -、POSSE、査読無、40巻、2018、pp.82-89

長谷川珠子、企業として押さえておくべき障害者雇用：雇用義務、差別禁止・合理的配慮、Business Law Journal、査読無、131号、2019、pp84-91

長谷川珠子、労働判例研究 視覚障害を有する大学教員に対する配転命令の違法性：学校法

人原田学園事件（広島高裁岡山支部平成 30.3.29 判決）ジュリスト、査読無、1523 号、2018、pp.143-146

長谷川珠子、障害者の労働：多様な働き方とそれぞれの課題、法学セミナー、査読無、745 号、2017、pp36-40

長谷川珠子、最新労働法解説 改正障害者雇用促進法の影響と対応：「差別禁止・合理的配慮の提供」の指針、厚労省 Q&A をふまえて、労働法学会報、査読無、2632 号、2016、pp.4-19

石崎由希子、働き手・働き方の多様化と労働法：「治療と仕事の両立」に向けた法政策と今後の課題、ジュリスト、査読無、1526 号、2018、pp.81-86

石崎由希子、障害者差別禁止・合理的配慮の提供に係る指針と法的課題、日本労働研究雑誌、査読無、685 号、2017、pp.20-32

石崎由希子、病気の治療と仕事の両立、労働法律旬報、査読無、1890 号、2017、pp25-27

飯田高、学際的研究のあり方を中心に（日本法社会学会創設 70 周年記念シンポジウム 法社会学の軌跡と課題 / 隣接分野との対話；隣接分野と法社会学の対話）法社会学、査読無、84 号、2018、pp.136-141

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 3 件)

永野仁美・長谷川珠子・富永晃一、弘文堂、詳説障害者雇用促進法 - 新たな平等社会の実現に向けて - (増補補正版)、2018、440

長谷川珠子、日本評論社、障害者雇用と合理的配慮、2018、437

朝日雅也他、日本経済社、障害者雇用における合理的配慮、2017、(長谷川珠子、pp.15-29、永野仁美、pp.96-102、)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：長谷川珠子

ローマ字氏名：(HASEGAWA, tamako)

所属研究機関名：福島大学

部局名：行政政策学類

職名：准教授

研究者番号（8桁）：40614318

研究分担者氏名：石崎由希子

ローマ字氏名：(ISHIZAKI, yukiko)

所属研究機関名：横浜国立大学

部局名：大学院国際社会科学研究院

職名：准教授

研究者番号（8桁）：50547817

研究分担者氏名：飯田高

ローマ字氏名：(IIDA, takashi)

所属研究機関名：東京大学

部局名：社会科学研究所

職名：教授

研究者番号（8桁）：70345247

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。